

宮城県国民健康保険審査会会長の専決に関する規程（案）**（目的）**

第 1 条 この規程は、宮城県国民健康保険審査会会議規則第 17 条の規定に基づき、宮城県国民健康保険審査会会長（以下「会長」という。）が行う専決処分について、必要な事項を定めるものとする。

（会長の専決）

第 2 条 会長は、次の事項について、これを専決することができる。

- 1 宮城県国民健康保険審査会事務局（以下「事務局」という。）の事務運営に関すること。
- 2 審査請求の受理、補正命令に関すること。
- 3 審査請求が法定の期間経過後にされているなど、明らかに不適法な場合に行う却下裁決に関すること。
- 4 宮城県国民健康保険審査会（以下「審査会」という。）の開催及び委員の招集の通知に関すること。
- 5 管轄外時の移送通知に関すること。
- 6 弁明書及び反論書等の提出通知に関すること。
- 7 国民健康保険法第 101 条の規定による審査会の指定する者に対する調査の指示及び依頼に関すること。
- 8 行政不服審査法第 9 条第 4 項の規定により、審査請求人等からの陳述の聴き取り等を行う事務局の職員の指定に関すること。
- 9 審査請求人等への意見聴取、検証、質問等に関すること。
- 10 行政不服審査法第 39 条の規定による、数個の審査請求の併合、又は併合された数個の審査請求の分離に関すること。
- 11 利害関係人の参加の申出に対する許可に関すること。
- 12 審査請求人又は参加人に対する口頭で意見を述べる機会の付与に関すること。
- 13 審査会の裁決書の通知に関すること。
- 14 裁決に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがある場合に行う更正決定に関すること。
- 15 審査会のなした裁決に対し提訴され、緊急を要すると認められる場合に行う応訴に関すること。
- 16 第 2 号から前号までに掲げるもののほか、審査会と審査請求人、保険者及びその他の利害関係人との間における通知各種書類の送付に関すること。
- 17 その他、事務の内容により専決することが適当であると認められること。

(審査会への報告)

第3条 前条第3号、第14号及び第15号の規定による専決処分を行ったときは、当該処分後直近に開催される審査会において、その概略を報告しなければならない。

(補足)

第4条 国民健康保険法、宮城県国民健康保険審査会会議規則及びこの規程に定めるもののほか、会長による専決処分の実施について必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規程は令和7年 月 日から施行する。